

# 東広島市営墓地 のご案内

## 下河内墓園 中屋谷第1・2墓園



好評受付中

### 下河内墓園



地図はこちら

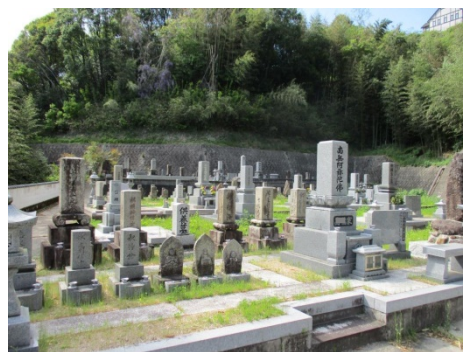


所在地	東広島市河内町下河内10091番地1 (JR河内駅から南東へ約3km)
面積	6平方メートル(1区画)
使用料	325,000円/区画
管理料	2,700円/年・区画  ただし管理料20年分(54,000円) を前納された場合、それ以降は無料となります。

### 中屋谷第1・2墓園



地図はこちら



所在地	東広島市河内町入野10424番地2 (グリーンネン入野すぐ近く)
面積	3.8~13.5平方メートル(1区画)
使用料	75,000円/m <sup>2</sup>
管理料	無料

市による  
管理

宗教自由

こもればあふれる  
ひがしひろしまの墓園



# 申込に当たって

## 1 墓園名称

名称	位置
下河内墓園	東広島市河内町下河内10091番地1
中屋谷第1墓園	東広島市河内町入野10424番地2
中屋谷第2墓園	東広島市河内町入野10424番地2

## 2 申込資格

- ① 東広島市に住民登録されている方。
  - ② 東広島市に本籍をおかれている方。
- ※上記に該当されない方はご相談ください。

## 3 使用料・管理料

名称	使用料	管理料
下河内墓園	325,000円/1区画	※2,700円/1区画/年
中屋谷第1墓園	75,000円/㎡	無料
中屋谷第2墓園	75,000円/㎡	無料

※永代管理料（54,000円）を前納した場合、以降無料。

- 下河内墓園の1区画あたりの面積は6㎡となります。
- 使用料とは、使用者の方が永代に墓地を使用することができるための代金となります。
- 管理料とは、墓園の清掃、樹木、園路、その他の補修など、共用施設の維持管理に充てるものです。したがって個々の墓地は、使用者で管理してください。

## 4 申込に必要なもの

- ① 墓地使用許可申請書
- ② 住民票（本籍の表示されたもの）
- ③ 火葬許可証又は改葬許可証（焼骨がある場合）

## 5 使用料・管理料の支払いについて

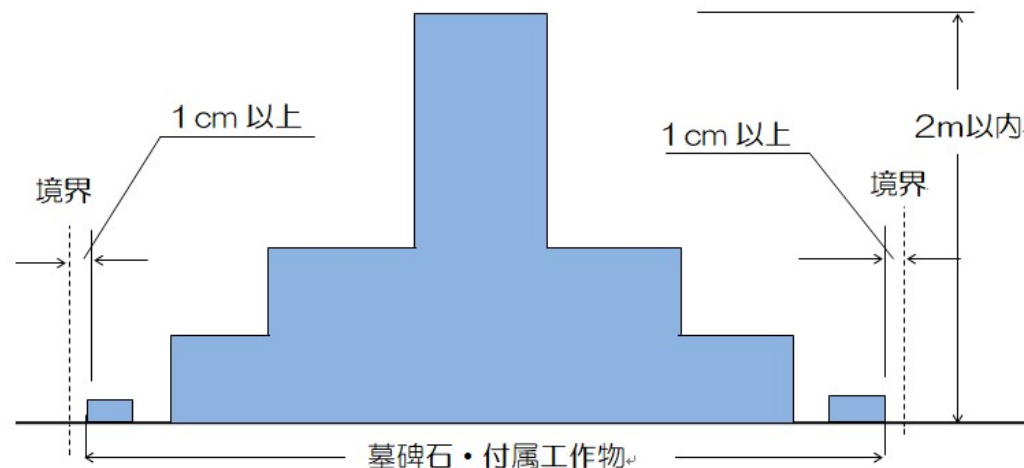
使用料及び管理料については、受付後、納付書をお送りしますので、指定期日（納入期限）までに東広島市が指定する金融機関へ払い込んでください。

## 6 使用の決定

使用する区画は受付先着順に選択できます。使用の決定後、墓地使用許可証を郵送いたします。（墓地は分譲・販売ではなく、「許可」により、使用する権利を取得されたことになります。）

## 7 使用の制限

- 墓地には、焼骨以外は埋蔵することはできません。
- 墓地内の墓石などの構築物には高さなどの制限がありますのでお守りください。



- 使用の際は、法令及び東広島市の条例等を遵守し、市長の指示に従ってください。
- 植栽はご遠慮ください。
- 工事を行う場合は、市に申請し、承認を受けてから着手してください。
- その他不明な点があれば、お問合せください。

## 8 注意事項

申込の内容について虚偽の記載があるときや、不正な手段をもって申し込みをされた場合は、無効とします。

## 9 問合せ先

東広島市役所 河内支所地域振興課 TEL (082)437-1109  
土曜日・日曜日・祝祭日以外の8時30分から17時15分まで